

## 1 事業実施主体及び受託者決定の過程

### (1) 事業実施主体

本市においては、指定夜間対応型訪問介護事業所がないため、指定訪問介護及び指定訪問看護サービスの十分な実績を持ち、24時間体制で適切な人材を配置し、円滑に事業を遂行できる体制を確保できるかなどを評価することにより、本業務に最も適した業者を選定することができる公募型プロポーザル方式（法的根拠：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を採用し、受託者を決定した。

### (2) 受託者決定の過程

- ① 平成23年9月27日
  - ・ 本事業予算が採決される。
- ② 平成23年9月27日
  - ・ 公募型プロポーザル実施要領の決裁
- ③ 平成23年9月29日
  - ・ ホームページで募集要項の公開
- ④ 平成23年10月7日
  - ・ 事業所説明会（4事業者が出席）
- ⑤ 平成23年10月25日
  - ・ 事業所参加申込書等受付締切（2事業者が申込）
- ⑥ 平成23年10月26日
  - ・ 参加申込者ヒアリング及び選定委員会
- ⑦ 平成23年10月27日
  - ・ 業者選定の決裁及び決定通知
- ⑧ 平成23年10月31日
  - ・ 契約締結

## 2 モデル事業の概要について

### (1) モデル事業サービス提供区域

人吉市は、総面積が210.48k㎡で、うち林野面積が158.13k㎡と75%以上を占める盆地である。人口は、平成23年9月末現在で35,591人、高齢化率は29.43%である。

第5期の介護保険事業計画・老人福祉計画（以下、「第5期計画」という。）では、次の図のとおり3圏域に分けられているが、本モデル事業の実施にあたっては、市内全域をサービス提供区域とした。

今回の利用者の住所を区域ごとに分けてみると、東・西圏域が5人、西瀬・中原圏域が3人、東間・大畑圏域4人となっている。



(2) サービス実施期間及び利用者数

サービスを実際に提供開始したのは、平成23年11月21日で、終了したのは、平成24年3月31日で、最終的な利用者実人数は12人であった。

(3) 利用者の状態像と他のサービスの利用状況

利用者の年齢、世帯、介護度等及びその他のサービスの利用状況は次のとおりであった。

ID	年齢	世帯類型	要介護度	日常生活自立度 (認知)	日常生活自立度 (障害)	サービスの利用状況				
						訪問介護	通所介護	通所リハ	ショート	訪問看護
1	■歳	単身	要介護2	Ⅲa	A2	12回/月	12回/月			
2	■歳	単身	要介護1	Ⅱb	A2	16回/月		12回/月		4回/月
3	■歳	子と同居	要介護4	I	C1	12回/月				
4	■歳	単身	要介護2	Ⅱa	J2	8回/月	12回/月			
5	■歳	夫婦のみ	要介護4	Ⅱb	B2	31回/月				12回/月
6	■歳	単身	要介護2	Ⅲa	A2	12回/月	8回/月			
7	■歳	子と同居	要介護2	Ⅲa	A2	12回/月				
8	■歳	夫婦のみ	要介護3	Ⅱa	B2					
9	■歳	単身	要介護2	Ⅱb	B1	6回/月		5回/月		
10	■歳	夫婦のみ	要介護4	Ⅲa	B2			1回/月		1回/月
11	■歳	単身	要介護1	Ⅱa	J2			14回/月		
12	■歳	夫婦のみ	要介護3	I	B1					

(4) モデル事業サービスの中身

サービスの中身は、生活援助に係るものは、調理、洗濯、食事の片付けが多く、身体介護に係るものは、服薬管理、排泄介助、おむつ交換、更衣介助が多かった。

また、1日あたりの平均訪問回数は、1.7回から3回までとなっており、平均が2.3回であった。

3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス基盤構築の見込

介護力が十分でない世帯であっても、頻回な訪問により在宅継続復帰の可能性が高くなり、日中独居世帯であっても、訪問内容と他のサービスとの組み合わせにより、家族介護者の負担軽減が可能になることが期待される。

このように在宅介護支援を推進するための施策の一つとして、第5期計画では、新たな施設及び居住系の整備は行わないで、本サービスの構築を次のように行う予定である。

平成24年度	平成25年度	平成26年度
10人/月	30人/月	40人/月

なお、本サービスについては、介護保険法第78条の13に基づき、同サービスの見込量の確保及び質の向上を図るため、公募により同サービス事業所の指定を行う予定である。